

事案調書(決定会議)

(様式2)

審議日 令和7年2月7日

案件名	プラスチック一括回収への対応について						
所管	環境経渉	局区	部	資源循環推進	課	担当者	内線

事案概要

令和4年4月1日施行「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、市町村においては「プラ製品の分別収集・再商品化」が義務化された。
令和6年度に実施したモデル事業の結果等を踏まえ、プラスチックの分別、回収、再商品化方法(プラスチック一括回収)及び開始時期について諮るもの。

審議事項 (○ 議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	・プラスチック一括回収を令和8年10月より市内全域で実施することについて
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	・脱炭素社会の実現に向けた市民一人一人の意識改革及び行動変容を促進 ・「市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減」に貢献 ・資源物の高品質化					
	効果測定指標					施策番号	35
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
	事業効果 年度目標			683t 製品プラ 焼却削減 1,891t CO2削減効果	1,365t 製品プラ 焼却削減 3,781t CO2削減	1,365t 製品プラ 焼却削減 3,781t CO2削減	1,365t 製品プラ 焼却削減 3,781t CO2削減

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
実施 内容	R6		R7	R8	R9	R10	R11
		○ 内調整					
			○ 予算 査定				
			○ 事業実施について 市民周知				
				○ 事業実施			

府議におけるこれまでの議論	
<p>調整会議の主な議論 (1/22)</p>	<p>○(総務法制課長)実施時のCO2削減量について、資料上、年度ごとの削減目標の45%に相当する削減が可能というように見えてしまうため、資料を修正いただきたい。 →(資源循環推進課長)承知した。 ○(総務法制課長)ベール化されたプラスチックの活用方法は。 →(資源循環推進課長)通常のプラスチック製品として再製品化されると想定している。 ○(総務法制課長)法律による義務化、2050年カーボンゼロ等から、市の姿勢として実施すべきものと考える。 ○(人事・給与課長)循環型社会形成推進交付金の要件化について、事業実施しないと今後南清掃工場を建て替える際に当該交付金が交付されなくなるという事か。 →(資源循環推進課長)その通りである。 →(地域経済政策課長)自治体ごとに地域計画期間は異なっており、現行の計画期間中は影響を受けない。次期計画期間は令和8年から12年であり、事業を実施しない際は、時期計画期間での当該交付金の交付がなくなるという事である。 ○(人事・給与課長)歳入に拠出金という記載があるが、事業費は当該特定財源も含めた総額で記載することが一般的であるため、資料を修正いただきたい。 ○(人事・給与課長)スケジュールにおいて、事業者が設備整備をする期間が示してあるが、どのような事業者を想定しているのか、また、今回の意思決定に基づき開始するというとか。 →(資源循環推進課長)事業者はプラスチックの中間処理を事業とする2社を想定している。事業実施となると、現状よりも硬いプラスチックに対応する設備が必要となるため、今回の意思決定に基づき、体制を整えていただきたいと考えている。 ○(人事・給与課長)事業者は、本格実施後に市から事業を受託する際に、整備費を含めた積算により請け負う想定という事か。 →(資源循環推進課長)その想定である。 ○(経営監理課長)収集日が増えることによる自治会の負担増についての考え方。 →(資源循環推進課長)自治会に負担感があるのは事実であるが、分別回収の実現という点で理解は得られるものと考えている。 ○(経営監理課長)市民への周知期間と、事業者の準備期間が必要と考えるが、意思決定から1年半での本格実施となっているが、十分な期間か。 →(資源循環推進課長)他市の事例も参考に十分な期間として設定した。 ○(経営監理課長)事業者の設備整備に対する国庫補助は無いのか。 →(資源循環推進課長)無いことを確認している。 ○(経営監理課長)再商品化の費用は市が負担するのか。 →(資源循環推進課長)法では市が負担することとなっている。なお、ペットボトルの再商品化については、生産者が特定されるため市の負担はない。プラスチックについても市が負担することとならないよう国に要望している。 ○(経営監理課長)集積場所に持ち込まれないようにする取組は想定しているか。 →(資源循環推進課長)4Rの取組として、プラスチック製品の使用自体を抑制する啓発もさらに強化していく必要があると考えている。事業者は、なるべくリサイクルされるようなプラスチック製品の製造を心がけるよう法に示されている。 ○(経営監理課長)事業を実施することによって将来的にプラスチックごみが減らせるという取組にする必要があると考える。 ○(財政課長)なぜこのタイミングなのか。令和13年度までに対応すれば交付金に影響はないという中で、令和8年度から実施する理由は何か。 →(資源循環推進課長)ごみの減量化や、プラスチックの分別のためなるべく早く対応する必要があるという考えである。 →(地域経済政策課長)加えて、地球温暖化対策として市が積極的に実施するという姿勢を示すためである。 ○(財政課長)「日本容器包装リサイクル協会」に再商品化を委託するルートが確立している中で、他の政令市に遅れをとることで、引き取りを断られ、拠出金の受け取りができなくなるという危惧もあるのか。令和13年度から開始すれば足りる中、開始時期を前倒しする理由として確認した。 →(資源循環推進課長)開始時期を前倒しする理由を整理する。 ○(総務法制課長)令和8年度予算が確定するのは、令和7年度の後半となる。スケジュール上、予算確定前に報道発表することについて、疑義はないものか確認したい。 →(政策課長)事業実施の発表自体は予算確定後だが、事業実施を検討しているという案内であれば問題ないと考える。 ○(資源循環推進課長)他都市が事業実施する際も同様のタイミングで発表している。 →(経営監理課長)自治会の予算や役割分担も考えると、一定の周知期間を要すると考える。 ○(政策課長)「予算成立をもって」という但し書きを入れて発表という手法もある。 ○(政策課長)拠点回収の場合のシミュレーションは実施したか。 →(資源循環推進課長)拠点回収の場合には交付金の対象外になると確認できている。 ○(政策課長)交付金の対象とならなくても、一般財源で比較すると前倒しによる増額分と同規模になり、結果的に事業費が有利になる可能性もあるのではないか。 →(地域経済政策課長)拠点回収の場合は、事業費がほぼかからない想定ではある。ただし、拠点回収ではプラスチックの回収量があまり期待できないことが懸念点としてある。 ○(政策課長)ペットボトルとプラスチックの回収日を同一日とした場合の想定は。 →(資源循環推進課長)回収日を別日とした場合と比較し、1億7千万円低額となる想定だが、集積所のキャパシティを超えることや、分別状況の悪化の懸念がある。</p> <p><<原案のとおり上部会議に付議する。 ただし、府議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。>></p>

プラスチック一括回収への対応について



プラスチックは
えらんで
減らして
リサイクル



環境経済局 資源循環推進課

目次

1 背景

- (1) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行
- (2) 市の温暖化対策

2 プラスチック資源循環法の概要

- (1) 事業者と市町村の責務
- (2) 分別収集・再商品化方法
- (3) 費用等について

3 モデル事業

- (1) 概要
- (2) 結果

4 本格実施について

- (1) 分別基準
- (2) 排出方法
- (3) 再商品化ルート
- (4) 事業に係る経費
- (5) 事業開始

5 その他（周知方法等）

1 背景

(1) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まり、令和4年4月1日 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」）が施行された。



(2) 市の温暖化対策

- 令和2年（2020年）9月、『さがみはら気候非常事態宣言』（政令市初）において、2050年CO2排出量実質ゼロを目指すことを表明している。
- 令和5年（2023年）11月、「第2次相模原市地球温暖化対策計画（改訂版）～さがみはら脱炭素ロードマップ2050～」を作成し、目標達成のため市民、事業者の意識改革と行動変容と合わせ、市の率先行動を定めている。



2 プラスチック資源循環法の概要

(1) 事業者と市町村の責務

多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を講ずるもの。

1 製造事業者等

プラスチック使用製品（プラ製品）の
設計指針と認定制度



4 排出事業者

排出の抑制・再資源化等



2 小売・サービス事業者等

特定プラ製品の使用の合理化



5 市町村（プラスチック資源循環法第6条）

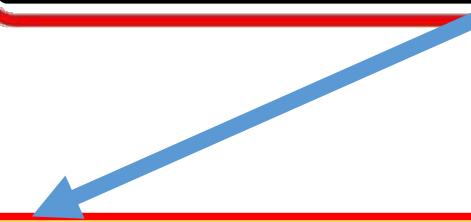
プラ製品の分別収集・再商品化（努力義務）

3 製造・販売事業者等

自主回収・再資源化



「一般ごみ」で収集し、焼却処理しているプラ製品を「資源」として収集し、再商品化を行うこと



(2) 分別収集・再商品化方法 →方法は市町村ごとに決定する

【分別基準】

- ・素材等：「全てプラ素材でできているもの」 or 「大部分がプラ素材でできているもの」 or 「指定した品目」
- ・大きさ：「長辺が50cm未満」 or 「長辺が30cm未満」

【排出方法】

- ・袋：プラスチック製容器包装（プラ製容器包装）と「同じ袋」で排出 or 「別袋」で排出
- ・場所：「ステーション回収（ごみ・資源集積場所）」 or 「拠点回収」

【再商品化】

- ・「容リ協ルート（容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法）」
日本容器包装リサイクル協会に委託して、「製品プラスチック（製品プラ）」を再商品化
※現行、「プラ製容器包装」及び「ペットボトル」は当該ルートにより再商品化
- ・「大臣認定ルート（再商品化計画の認定を受ける方法）」
市町村が独自に再商品化事業者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受ける

(3) 費用等について

ア 費用負担

事業実施後の費用（収集運搬、中間処理、再商品化）は全額市の負担である。

※特別交付税措置あり。

$$84,000 \times \frac{\text{収集した}}{(\text{円/ t})} \text{ 製品プラスチック量} + 63,000 \times \frac{\text{再商品化事業者に引渡した}}{(\text{円/ t})} \text{ 製品プラスチック量}$$

2

イ 循環型社会形成推進交付金の要件化について

「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っていること、もしくは地域計画期間の末日から1年後までに当該措置を行うこと」が交付要件として追加された。

本市の場合、次期地域計画期間は、令和8年から12年であることから、引き続き当該交付を受けるためには、令和13年度末までにプラスチック資源循環法対応することが必要となる。

現行の地域計画（令和3年～令和7年）に基づき実施する事業は、経過措置が適用され、交付対象となる。

次期計画で策定予定事業（南清掃工場基幹的設備改良工事に伴う交付金約25億円等）は、令和13年度末までに対応しなければ交付されない。

3 モデル事業

(1) 概要

プラスチック資源循環法の趣旨に則り、現在、分別収集・再商品化を行っている「プラ製容器包装」及び「ペットボトル」に加え、「製品プラ」について収集等を行い、本市での具体的な実施方法を検討した。

- 対象：集合住宅（マンション4棟）
- 規模：約1,100世帯
- 実施期間：令和6年6月～7月
- 実施方法：基準は「50cm未満」「30cm未満」、「プラ製容器包装」と同一の袋にて回収
- 目的：
 - ア 新たに排出される「製品プラ」量と組成の実態把握
 - 中間処理施設における設備整備（機械増設等）の必要性
 - イ 分別基準及び方法の検討
 - 市民にわかりやすい分別基準や方法

【モデル事業チラシ抜粋】



3 モデル事業

(2) 結果

項目		50cm未満		30cm未満	
世帯数		557世帯		561世帯	
全体		量	割合	量	割合
基準内	①プラ製容器包装	1,174.29kg	82.12%	1145.71kg	87.46%
	②製品プラスチック	98.48 kg	6.89%	51.69 kg	3.95%
	③製品プラスチックペール化 難しいと思われるもの	4.97kg	0.35%	0.63kg	0.05%
	④製品プラスチック厚さ5mmを 超えているもの	12.70kg	0.89%	5.58kg	0.43%
	⑤製品プラスチック30.50cmを 超えているもの	18.15kg	1.27%	30.73kg	2.35%
	⑥製品プラスチック一部プラスチック 以外の素材が含まれているもの	33.72kg	2.36%	6.69kg	0.51%
	⑦ペットボトル	23.94kg	1.67%	16.15kg	1.23%
	⑧その他	62.30kg	4.36%	51.32kg	3.92%
	⑨禁忌品	1.45kg	0.1%	1.49kg	0.11%



一部プラスチック以外の素材が含まれているもの



禁忌品



- ・50cm未満とした方がハンガー等の「製品プラ」がより多く排出された。(50cm未満6.89%、30cm未満3.95%)
- ・「プラ製容器包装」と「製品プラ」を同一のペール(圧縮・梱包)にすることができ、既存ルートである容リ協ルートでの処理が可能と判断できた。
- ・アンケートにて、分別基準が30cm未満より50cm未満とした方がわかりやすいという結果だった。
- ・アンケートにて、「製品プラ」の資源化について約80%が「必要」と回答があった。

【事業者意見】

市内全域での本格実施に伴い、処理量が増加し、選別作業が困難になる等の影響から以下のようないい意見があった。

- ①「製品プラ+プラ製容器包装」と「ペットボトル」の混在を避けるため、排出曜日を分ける必要がある。
- ②製品プラの分別基準を「全てプラ素材」でできているもの」とすることで選別作業を効率化できる。
- ③処理量の増加を見込んだ上で、製品プラを含め中間処理を行うためには、設備の整備が必要である。

4 本格実施について

【考慮すべき前提条件（モデル結果より）】

- ①より多くの製品プラを回収する
→プラスチック資源循環法の趣旨、脱炭素社会の実現、市の姿勢
- ②市民の生活環境を守る
→ごみ資源集積場所キャパオーバーの防止、資源物を安定的に引渡す
- ③市民サービスの低下をさせない
- ④事業全体の効率化を図る
→わかりやすい分別基準及び排出方法、安定的な中間処理業務の実施

（1）分別基準 考慮した前提条件→①②③④

●製品プラ：「全てプラスチック素材でできているもの」かつ「50cm未満」

- ・市民の分別のし易さ及び中間処理における選別作業の効率性から、全てプラスチック素材でできているものとする。
- ・より多くの「製品プラ」の資源化が図れること及び大きさによる分別基準の分かり易さ（右図）から、50cm未満とする。

排出区分	区分の数
50cm以上 50cm未満	2区分
→粗大ごみ →製品プラ	【30cmの場合】

排出区分	区分の数
50cm以上	→粗大ごみ
30cm以上50cm未満	→一般ごみ
30cm未満	→製品プラ

●プラ製容器包装：変更なし（の付いたもの。よごれたものの排出方法の周知徹底強化も図る。）

●ペットボトル：変更なし（の付いたもの。ラベル、キャップの取り外しの周知徹底強化も図る。）

4 本格実施について

(2) 排出方法 考慮した前提条件→①②③④

●製品プラ及びプラ製容器包装：同一の袋に入れ、ごみ・資源集積場所へ

- ・市民の利便性及び資源化の拡大を図るため、同一の袋に入れてごみ・資源集積場所で回収する。

●ペットボトル：「製品プラ+プラ製容器包装」と排出曜日を分け、ごみ・資源集積場所へ

- ・「プラ製容器包装」に加えて新たに「製品プラ」を収集する（約1,365 t /年（見込））ことに伴い、ごみ・資源集積場所がキャパオーバーとならないよう平準化を図る。
- ・別曜日に収集し、「製品プラ+プラ製容器包装」と「ペットボトル」の混在を避けることで、中間処理施設での選別作業の効率化と資源物の品質向上が図られ、安定的、持続的に容り協への資源物の引渡しが可能となる。

現状、本市は「プラ製容器包装」と「ペットボトル」を同一回収しているため、容り協による資源物の品質調査において、最低ランクとなっており、この状況が続くと、資源物を引渡すことができなくなる。

→全国的に「プラ製容器包装」と「ペットボトル」を同一回収している自治体は少ない。（R6容り協申込実績：3.5%）

→資源物の品質悪化等により、京都市と堺市は令和6年度の容り協への引渡しを断られている。

(3) 再商品化ルート 考慮した前提条件→②④

●製品プラ及びプラ製容器包装：既存ルートである「容り協ルート」

- ・「プラ製容器包装」と「製品プラスチック」と一緒にベール化することが可能（モデル事業で実施済み）であること、ベール化した後に引き渡すリサイクラーが市内に存在しないこと及び資源化事業の継続性と安定性の確保から、既存ルートである「容り協ルート」とする。

●ペットボトル：変更なし（容り協ルート）

4 本格実施について

(4) 事業に係る経費 (年間)

(千円)

区分	支出 (A)				収入 (B)			実質経費 (A-B)
	収集運搬	中間処理	再商品化	計	ペットボトル 拠出金	特別交付税	計	
法対応無	886,027	610,832	4,730	1,501,589	109,616	0	109,616	1,391,973
実施案	1,332,620	648,752	94,514	2,075,886	139,616	108,401	248,017	1,827,869
増額分	446,593	37,920	89,784	574,297	30,000	108,401	138,401	435,896

- ・実質経費は、R8年度以降の人件費等の変動要素を考慮して算出した1年あたりの金額。
- ・ペットボトル拠出金とは、容り協から市に対し、売払金の一部が拠出されるもの。今後、「BtoB」等の検討により、歳入確保に努める。

【参考】

区分	実質経費	実施案との比較	課題（前提条件未達成要因）
ペットボトル（隔週）	1,695,592	▲132,277	市民サービスの低下 分別状況の悪化※1
プラ・ペットボトル 同一曜日（別回収）	1,888,718	60,849	事業費（費用負担）の増額 ごみ・資源集積場所のキャパオーバー 分別状況の悪化※2
プラ・ペットボトル 同一曜日（同一回収）	1,654,597	▲173,272	ごみ・資源集積場所のキャパオーバー 分別状況の悪化※2

※1 隔週とした場合、家庭での保管が増加するため、ペットボトルがプラスチックの日に混入してしまう。

※2 同一曜日の場合、プラスチックとペットボトルをそれぞれ別の袋で排出されず、同一の袋に混入してしまう。

4 本格実施について

(5) 事業開始 考慮した前提条件→①

※市民周知は別資料のとおり

開始時期については、次の点を考慮し、可能な限り早期に実施する。

- ①「温室効果ガス排出量」の削減目標に向け、早期に実施する必要がある
・脱炭素社会の実現に向けた**市民一人一人の意識改革及び行動変容の促進**
・**市の率先行動として「市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減」に貢献**

- ②政令市としてより先行した取組みが求められる

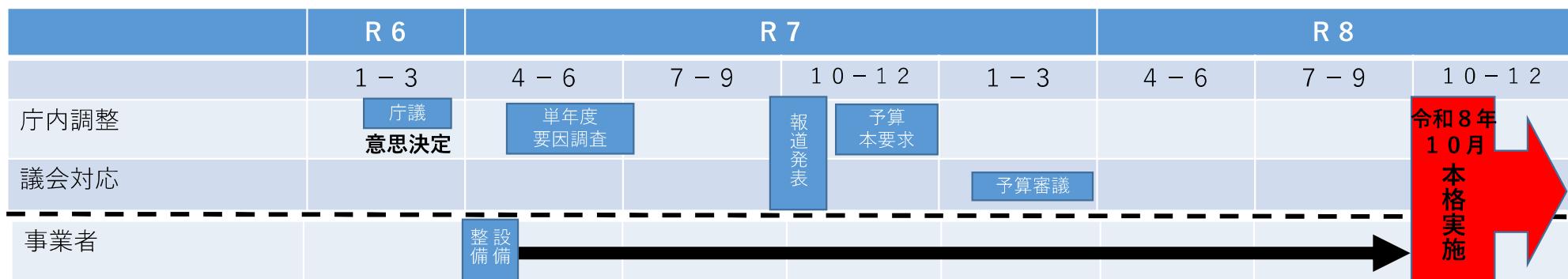
政令市取組状況：**20市中8市で実施**（他に実施予定4市、モデル事業実施済2市）

県内取組状況：**33市中3市で実施**（他に実施予定2市、モデル事業実施済1市）

- ③資源物の品質を向上させる必要がある

資源物の品質調査で、最低ランクが続くと、**資源物の引渡しができなくなる。**

中間処理施設の機械増設や設備整備及び市民周知等の期間を確保し、**令和8年10月から市内全域で開始する。**



5 その他（周知方法等）

内容	R 7				R 8			
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	★ 本格実施	10-12
広報さがみはら			10/1号		4/1号	9/1号		
市ホームページ								→
チラシ・パンフレット						パンフ全戸配布・チラシ隨時配布		→
SNSなど (X・アプリ)					4半期・必要な都度			→
住民説明会 出前講座 (※3区説明会)						自治会連合会単位・個別対応（講座）		→
イベント					市民まつり	環境まつり		4Rフェア
集積場所啓発					チラシ配布	看板貼替		

事案調書(決定会議)

(様式2)

審議日 令和7年2月7日

案件名	衛生研究所再整備基本構想の策定に向けた進め方について							
所管	健康福祉	局区	保健衛生	部	衛生研究所	課	担当者	

事案概要

令和6年4月に策定した「衛生研究所再整備に向けた基本的な考え方」に基づき、導入機能や整備候補地等を定めた「再整備基本構想」の策定に向けた進め方について整理するもの

審議事項 <small>○ 府議で決定したいこと及び想定(希望)している結論</small>	・再整備基本構想を策定すること ・基本構想策定後、速やかに基本計画の策定に向けた検討を行うこと		
審議結果 <small>(政策課記入)</small>	○ <small>繼續審議</small> とする。		
事業効果 総合計画との関連	事業効果	建物の老朽化や検査室の狭隘化・機能不足を抱える衛生研究所の再整備を行うことで、健康危機管理体制に必要不可欠な試験検査体制の確保を図り、保健衛生体制の充実に寄与する。	
	効果測定指標	一	施策番号 16
		R6～R7	R8
	事業効果 年度目標	再整備基本構想の検討・策定	再整備基本計画の検討・策定

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール	
	R6
実施内容	<p>基本構想府内検討</p> <p>府議(基本構想の策定)</p>
	<p>地域対話</p> <p>府議(基本構想の策定)</p> <p>審議会 保健医療</p> <p>市議会へ説明</p> <p>基本構想の策定</p> <p>入札・契約(業務委託)</p> <p>基本計画検討(事業手法・概算事業費)</p> <p>府議(基本計画の策定)</p> <p>市議会へ説明・パブコム</p> <p>基本計画の策定</p>

地域対話後、速やかに基本構想の策定を進める

概算事業費が20億を超過した場合、大規模事業評価を実施
(3～4か月後ろ倒し)

○事業経費・財源					(千円)
項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9～
事業費(衛生費)	△	0	0	14,000	基本構想策定の際に改めて示す。
うち任意分		0	0	0	
国、県支出金	△	0	0	0	
地方債		0	0	0	
その他		0	0	0	
一般財源		0	0	14,000	
うち任意分	△	0	0	0	
捻出する財源※2	△	0	0	0	
一般財源拠出見込額	△	0	0	14,000	
元利償還金(交付税措置分を除く)	△	0	0	0	

基本構想策定の際に改めて示す。

捻出する財源概要	長寿命化事業費
税源涵養 (事業の税収効果)	なし

SDGs 関連ゴールに○									
		○				○			
	○		○						

日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期			報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント		なし	時期	未定	議会への情報提供	部会	

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
アセットマネジメント推進課、公共建築課	令和6年5月23日 千葉市環境保健研究所視察
政策課、財政課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、健康福祉総務室、地域保健課、疾病対策課、生活衛生課、ゼロカーボン推進課、環境保全課	令和6年5月27日 関係課長打合せ会議 衛生研究所再整備基本構想の策定に向けた検討について 市内ワーキンググループを設置し、衛生研究所再整備基本構想の策定に向けた検討を進める。
政策課、財政課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、健康福祉総務室、地域保健課、疾病対策課、生活衛生課、ゼロカーボン推進課、環境保全課	担当者ワーキング(R6年度 計4回) 導入機能や整備候補地、整備方針等を定める基本構想(案)をまとめる。
政策課、人事・給与課、財政課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、健康福祉総務室、地域保健課、疾病対策課、生活衛生課、ゼロカーボン推進課、環境保全課、開発調整課	令和6年12月19日 関係課長打合せ会議 衛生研究所再整備基本構想の策定について 衛生研究所再整備基本構想について、地域対話や審議会の意見を踏まえた上で策定する。
アセットマネジメント推進課	未利用資産の活用について(未利用資産活用・調整会議 資産活用検討部会にて整理) 旧相模原総合高等学校跡地活用方針(案)に衛生研究所再整備用地を位置付ける予定
管財課	市内倉庫敷地の活用について(本庁舎あり方検討会議にて整理) 市役所本庁舎周辺の在り方検討を行っているため、利用判断は困難
人事・給与課	導入機能を確保するための人工の増員について 定数増については、市議の結果を踏まえ、定数要求の中で判断する。
開発調整課	市街化調整区域への整備について 市が設置する研究所のため、特例により設置可能(市の事業で活用、不特定多数が来庁しない前提)

備 考	<p>必要な人工は導入機能を確保するため段階的に増員。今後の基本計画検討は増員を前提とする。</p> <p>R9以降の事業費については従来手法を前提とした現時点における概算であり、物価・人件費等の上昇や環境配慮設備、付帯施設などの附加機能は見込んでいない。</p>
-----	--

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (1/22)</p>	<p>○(経営監理課長)この基本構想で初めて整備地を示すということでよいか。 →(健康福祉総務室長)そのとおりである。 →(経営監理課長)基本構想の策定段階で整備地を決めることはできるのか。 →(政策課長)通常、基本構想で整備地まで決めることはない。 ○(総務法制課長)衛生研究所を再整備するという意思表示を初めて庁外に行うのが基本構想の位置づけであることを考えると、整備地を決めることは早急である印象を受ける。他の事例を見ると、基本構想で候補を示し、基本計画で比較検証を行っていることが多い。また、面積についても詳細に示されており、基本計画レベルに感じる。公共施設マネジメント推進プランにおいて床面積の2割削減が求められている中で、現在より床面積が増えていることはよいのか。 →(アセットマネジメント推進課長)床面積については、2割削減を求めているところであるが、コロナ禍を経験し、施設として充実を図る必要がある中で、やむを得ないものと判断している。この段階で詳細な面積までを出す必要はないという意見には同意である。 →(総務法制課長)床面積が増えることについて、衛生研究所の特殊性を鑑み説明できるようにしていただきたい。 →(健康福祉総務室長)床面積については考え方の記載にとどめる形で修正する。 ○(財政課長)サウンディング型市場調査ではなにを確認するのか。 →(衛生研究所長)基本計画の中で事業手法の検討を行うため、例えば設計と建築を一緒に行うDB方式など、民間事業者に意見を聞きながら検討することを想定している。 ○(人事給与課長)スケジュールに地域対話があるが、整備地であることを踏まえた対話ということか。 →(健康福祉総務室長)衛生研究所の整備候補地として地域対話をを行いたいと考えている。 ○(経営監理課長)保健医療審議会においては、整備地は重要なポイントとなるのか。 →(衛生研究所長)専門家会議があるので、機能強化がメインとなる。 →(健康福祉総務室長)その機能を果たすための適地として示すものと考える。 ○(総務法制課長)他の事例として、候補地を複数示し、それぞれの地域に説明に入るということを行っているので、候補地の段階で説明に入ることは可能であると考える。 →(健康福祉総務室長)それぞれの候補地の状況や、早期に再整備が必要な衛生研究所の状況を踏まえて検討したものであり、基本構想で整備地を決めたいと考える。 →(財政課長)地域の受け止めとして、複数の候補地の一つとして説明を受けるのと、唯一の候補地として説明を受けるのでは受け止め方が変わると考える。 ○(政策課長)内部のワーキングでよく検討している状況は理解しているが、基本構想で決めすぎると、専門家の意見を聞いた際に自ら足枷を付けてしまう状況となる。この段階では何がよいのか、検討する余地を残しておく方がよいと考える。あくまで候補地の一つという形で、資料中の表現を修正いただきたい。</p>
	<p><<原案を一部修正し、上部会議に付議する。>></p>

衛生研究所再整備基本構想の策定に向けた進め方について

健康福祉局 保健衛生部 衛生研究所

1 審議事項

(1) 衛生研究所再整備基本構想の策定について

- 衛生研究所は、平成18年に神奈川県から無償譲渡された旧相模原メディカルセンター（昭和48年竣工）に整備
⇒建設から築50年以上、検査設備設置から15年以上経過するなど、建物や検査設備の老朽化が課題
- 検査技術の高度化・多様化、新型コロナウイルス感染症への対応から見えた衛生研究所が抱える課題
⇒検査室の狭隘化・機能不足が課題
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和4年12月に成立した改正地域保健法
⇒衛生研究所が法定化され、その機能強化と健康危機への計画的な取組の推進が求められている

対応の必要性

「衛生研究所再整備に向けた基本的な考え方」を整理(R6.4月)

基本的な考え方を基に、再整備基本構想の策定に向けた検討を行う。

（再整備時期や配置場所、施設の複合化、など高度な調整をする事項の検討）

取組の推進

審議事項

「衛生研究所再整備基本構想」の策定に向けた進め方

基本構想(案)記載事項

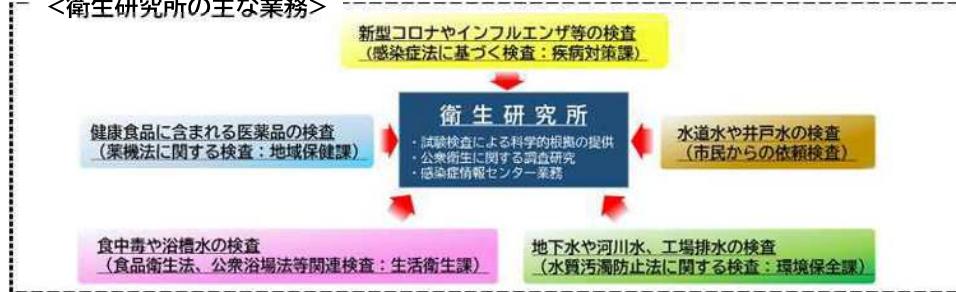
- 導入機能(必要な機能、強化すべき機能)
- 整備方針(施設整備、想定施設規模、整備方式(概算事業費)、整備候補地、施設の複合化、敷地の共用)
- 事業手法(検討に当たっての前提条件、想定される事業手法)
- 今後の取組(想定スケジュール、事業の進め方の留意点)

今後の取組

- 基本構想(案)について専門家の意見を聴取し、その意見を踏まえた上で、基本構想を策定する。

2 (参考) 再整備に向けた基本的な考え方 (R6.4策定) の概要

<衛生研究所の主な業務>



<衛生研究所再整備の必要性と他自治体比較>

市名	相模原市	浜松市	新潟市	静岡市
機関名	衛生研究所	保健環境研究所	衛生環境研究所	環境保健研究所
人口	72万	79万	77万	68万
職員数	16名	26名	27名	19名
建設年	S48	H11	H11	S39
築年数(年)	49	23	23	58
構造・階数	RC 4階建	RC 4階建	RC 3階建	RC 2階建
延床面積(m ²)	2,088	3,220	2,967	1,257

建築から約50年が経過

● 建物の老朽化

令和4年度の調査結果では、RC圧縮強度について、**設計基準強度を満たしていない**。

雨漏り等計画外かつ緊急性を要する修繕が発生し、**試験検査に影響している**。

➡市公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム(令和4年8月)では、「**長寿命改修等による延命化も含め、効率的・効果的な再編・再整備を検討**」することとしている。

● 検査技術の高度化・多様化

遺伝子レベルの検査(リアルタイムPCR・ゲノム解析)

➡正確な検査には、遺伝子の汚染を防ぐため、**工程ごとに検査室が必要**。



● 感染症発生時における初動検査の重要性と役割の変遷

【初動対応期】

病原体の情報が限られるため、

特殊設備の検査室(1室)でのみ検査可能

【感染拡大期】

施設従事者等の無症状者への検査など、**PCR検査を大量かつ正確に実施**
(参考) 最大検査実績:344件/日

➡ **検査室の老朽化・狭隘化・機能不足、検査の信頼性確保に課題があることから、新型コロナという未曾有の健康危機に対し、保健所のみならず全市一丸となって乗り越えたこの時期に、衛生研究所の再整備に向けた取組を早急に推進する必要がある。**

● 国(法令等)の動向

<地方衛生研究所の法定化>

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、地域保健法が改正され、衛生研究所の機能を強化し、健康危機管理に必要不可欠な試験検査体制の整備が求められている。

衛生研究所再整備に向けた基本的な考え方(概要)

1 卫生研究所の目指す姿

健康危機発生時に必要不可欠である検査に確実に対応する中核的な拠点

2 再整備の取組の基本的な方向性

○ 安全・安心な施設の整備

微生物や化学物質の拡散・漏洩防止対策に万全を期すとともに、職員が安全に検査できる施設とする。

○ 財政負担の軽減

国庫補助金等の特定財源の確保や民間活力の活用などによる財政負担の軽減を図る。

○ 卫生研究所の特性を踏まえた持続可能性の向上

専門的な試験検査を持続的に実施できるよう、長期的な視点を持って再整備に取り組む。

3 機能の整理

○ 法的に求められる機能

○ 平時において健康危機対処に求められる機能

○ 現行の体制を鑑みて、強化等が必要な機能

4 民間との役割分担

○ 健康危機管理に必要不可欠な検査技術を用いる検査

○ 法に基づく行政処分の根拠となる検査

検査技術と検査結果の信頼性を確保するため直営を堅持

➡ **この考え方には該当しない検査については、民間委託に向け、検討を行う。**

5 必要な諸室と延床面積

機能強化が必要な諸室は拡充しつつも、諸室や共用部分の見直しにより延床面積を、**現行の衛生研究所の延床面積程度に留める**。

6 再整備の方向性(再整備の方式や整備候補地の検討における考え方)

具体的な整備場所を検討していく中で、整備場所に応じた**その他の公共施設との複合化や敷地の共用の可能性を検討する**。

(1) 再整備の方式

移転建替えによる**再整備を基本**として、再整備後の整備コストを見据えながら、施設(建物や特殊設備等)の耐用年数や更新サイクルなど**長期的な視点**で検討する。

(2) 整備候補地の選定に当たって考慮する事項

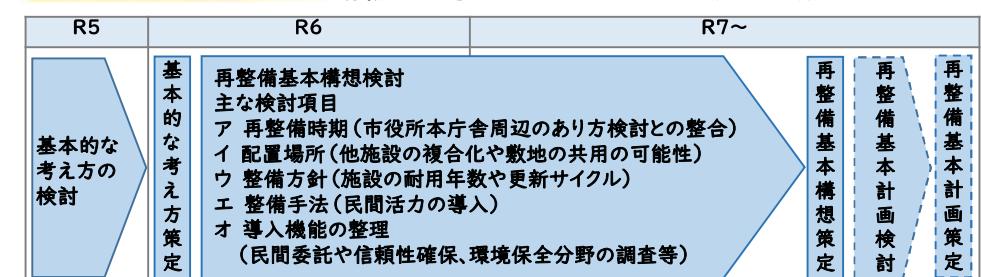
建物の老朽化や衛生研究所の機能強化への対応が早急に必要であることを踏まえ、**可能な限り早期に再整備可能な用地であることを最優先に、検査施設という特性を踏まえ、周辺の土地利用状況や保健所との近接性などを考慮して選定**

7 今後の取組

基本的な考え方を基に、再整備基本構想策定に向けた検討を行う。

<想定スケジュール>

※現時点における想定を示したものであり、検討状況、事業手法により変更の可能性があります。



3 検討体制と再整備基本構想（案）の概要

（1）再整備基本構想の検討体制

庁内検討体制（検討WG）

アセットマネジメント推進課、公共建築課、健康福祉総務室、
地域保健課、疾病対策課、生活衛生課、環境保全課
(必要に応じ、政策課、財政課、ゼロカーボン推進課)

※ その他、人事・給与課、管財課、開発調整課及び建築審査課と個別調整

庁外からの意見聴取（予定）

- 整備候補地区まちづくり会議における地域対話
 - 保健医療審議会における専門家からの意見聴取
- ※ 専門性の高い施設特性から、パブコメは実施しない。

（2）基本構想（案）の概要

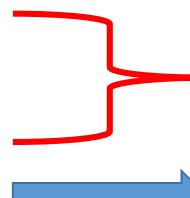
ア はじめに

（ア）背景と目的

（イ）基本構想の位置付け

（ウ）検討体制

（エ）SDGsとの関係



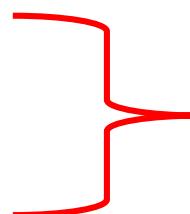
基本的な考え方において整理した事項を再掲

イ 現状と課題

ウ 基本的な考え方

（ア）目指す姿

（イ）基本的な方向性



基本的な考え方において整理した事項を再掲

エ 基本構想

（ア）導入機能

必要な機能、強化すべき機能、民間との役割分担

（イ）整備方針

施設整備、想定施設規模、整備方式（概算事業費）、整備候補地、施設の複合化、敷地の共用

（ウ）事業手法

検討に当たっての前提条件、想定される事業手法

オ 今後の取組

想定スケジュール、事業の進め方の留意点

4 基本構想（案）

（1）導入機能

ア 必要な機能

（ア）法的に求められる機能（整備済）

○試験検査

感染症や食中毒等の健康危機への対処に必要不可欠な主要な項目についての体制の整備

○調査研究

試験検査の能力向上、精度向上の調査研究の実施

社会情勢の変化と共に高度化・多様化する検査ニーズ

○情報収集・解析・提供

感染症の発生状況を収集・解析し、その情報を提供（感染症情報センター）

○研修指導

地域保健に係る業務に携わる職員等への研修指導

（ア）' 法的に求められる機能の強化

○新たな検査法の導入に向けた検討

○新規検査項目の検査の実施

（イ）健康危機対処に求められる機能の強化

○市感染症予防計画【R6.4月策定】

○健康危機対処の手引き（感染症編）【R6.7月策定】

・専門的な技術や知識を有する人材の確保・育成

・平時からの感染症発生動向調査事業に基づく検査やゲノム解析等サーベイランスの実施体制の強化

・感染症情報センターの体制強化、調査研究の推進等

（ウ）現行の体制を鑑みて、強化等が必要な機能

○法令に基づく信頼性確保の実施体制の確立

・食品及び感染症検査部門から独立した信頼性確保体制の確立

環境経済局からの事務移管

○環境調査に係る体制の充実等

・衛生研究所の特性を生かした検査体制の充実等

イ 強化すべき機能

○高度かつ専門的な知識と技術力が求められる試験検査への対応と検査精度の確保

○試験検査機能強化、調査研究の推進、感染症情報の収集・解析・提供機能強化

○食品及び感染症検査部門から独立した内部監査体制の確立

○本市の地域特性を把握するための環境調査の更なる推進

ウ 民間との役割分担

専門性の高い知識・技術と信頼性を確保するためには、
直営による運営が必須であるが、自ら実施する必要のない検査について、民間活力の活用や廃止について検討

基本構想（案）の
「基本的な方向性」に記載

既存体制

拡充

拡充

4 基本構想（案）

（2）整備方針 ア 施設整備

○ 安全・安心な施設整備

微生物や化学物質の拡散・漏洩防止対策に万全を期すとともに、職員が安全に検査できるよう、WHOの指針や関係法令等の基準に適合した施設整備とする。

○ 衛生研究所の特性を踏まえた持続可能性の向上

将来的に多様化・高度化することが見込まれる検査ニーズへの変化等に柔軟に対応できるよう、レイアウト変更を見据えた施設整備とする。

○ 精度管理への対応

健康危機発生時の原因究明や行政処分の根拠に必要不可欠な検査の精度管理を徹底、かつ多くの検体を効率的に処理することが可能な施設整備とする。

○ I C Tの利活用

検査に係る事務負担の軽減や健康危機発生時即応体制確保のための連絡調整を見据え、ICT化の促進による、業務の効率化を見据えた施設整備とする。

○ 環境への配慮

太陽光、風力、地下水などの自然エネルギーを活用した設備、エネルギー消費の小さい建物ZEB Ready(ゼブレディ)を検討する。

イ 想定施設規模

現状の課題を解決するとともに機能を強化するため、狭隘かつ不足している検査室は拡充しつつ、共用部分の圧縮を図ることにより、床面積の削減に取り組み、整備する延床面積は、現行の衛生研究所の延床面積程度とする。

4 基本構想（案）

（2）整備方針

ウ 整備方式

（ア）再整備の可否と仮設施設の要否

項目	中規模改修工事による既存改修		現地建替え		移転建替え (仮設施設無し)
	仮設施設あり	仮設施設なし	仮設施設あり	仮設施設なし	
再整備の可否	○(可能)	×(不可)	○(可能)	×(不可)	○(可能)

（イ）仮設施設の要否によるコスト比較

※ 単価は、施設特性を踏まえ、直近で衛生研究所の再整備を行った指定都市の事業費を基に単価を設定
 ※ 現時点において想定する再整備費用と同条件で試算したものであり、将来的な物価上昇等の要因は考慮していない。
 ※ 移転（仮設を含む）の際は、未利用市有地に移転することを想定し、用地費が掛からないことを想定

項目	中規模改修工事による既存改修	現地建替えによる再整備	移転建替えによる再整備	備考
整備内容	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設施設の設計・工事 ・中規模改修設計・工事 ・移転（往復） 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設施設の設計・工事 ・建替え設計・工事 ・移転（往復） ・解体設計・工事 ・初度調査（事務什器） 	<ul style="list-style-type: none"> ・建替え設計・工事 ・移転 ・解体設計・工事 ・初度調査（事務什器） 	
コスト比較	×	×	○	仮設施設が莫大なコスト要因

移転建替えによる再整備とする。

※ 基本構想の施設整備方針に、**仮設施設を設置しない長寿命化への対応を見据えた施設整備**を加える。

4 基本構想（案）

（2）整備方針

工 整備候補地

建物の老朽化や衛生研究所の機能強化への対応が早急に必要であることを踏まえ、**可能な限り早期に、施設の特性を踏まえた再整備が可能な公共用地であることを優先**に、未利用資産や市役所本庁舎周辺のあり方検討、都市計画上の用途地域、周辺の土地利用状況などを考慮して検討を進める。

【衛生研究所の再整備を検討する候補地】

	旧相模原総合高等学校跡地	現衛生研究所周辺での建替え	
		市体育館跡地	本庁倉庫敷地
未利用資産活用や本庁舎あり方検討における整理	跡地の活用方針の策定に向け検討中	市役所本庁舎周辺の在り方検討において検討中	
整備可能となる見込時期	令和9年度半ば以降 (土地を取得後)	令和8年度以降 (解体後)	令和12年度以降 (解体後)
保健所との近接性	約6km	近接	近接
土地利用状況	近隣は畠が多く、住宅は少ない	周辺は庁舎機能が集積	周辺は庁舎機能が集積
土地面積	約35,000m ²	約3,300m ²	約1,100m ²
民間活力活用	市街化調整区域のため制限あり	制限なし	制限なし

※もえぎ台小跡施設は、麻溝台・新磯野地区整備推進事業に伴い用途区域が不適合となる可能性があるため検討経過の中で除外

今後、地域等と対話を図り調整を進める。

4 基本構想（案）

（2）整備方針

才 施設の複合化

衛生研究所は、施設の複合化による効果や効率化が期待できず、かつ、長寿命化事業におけるコストが増加することから単独での整備とする。

検査専用設備・精密な検査機器
病原体や毒劇物等の保管管理

高度なセキュリティーが必要かつ特殊な施設
であるため複合化の効果が期待できない。

仮設施設を設置しない長寿命化を見
据えた整備（40～50年で再整備）

複合化した施設の長寿命化事業（80年供用）
における効果が期待できない。

単独整備
とする

力 敷地の共用

敷地の共用については、基本計画策定時に整備候補地の状況に応じて決定する。

（3）事業手法

ア 検討に当たっての前提条件

○ 衛生研究所の運営

衛生研究所は、健康危機発生時に必要不可欠である検査に確実に対応する拠点であり、健康危機発生時への確実な対応や専門性の高い検査技術と信頼性確保の観点から、衛生研究所業務の運営は直営で行うのが必須となる。

また、施設の維持管理業務に民間活力活用の余地はあるが、現施設の維持管理経費は約2,600万円程度で圧縮された状態である。

○ 新衛生研究所の設計・工事

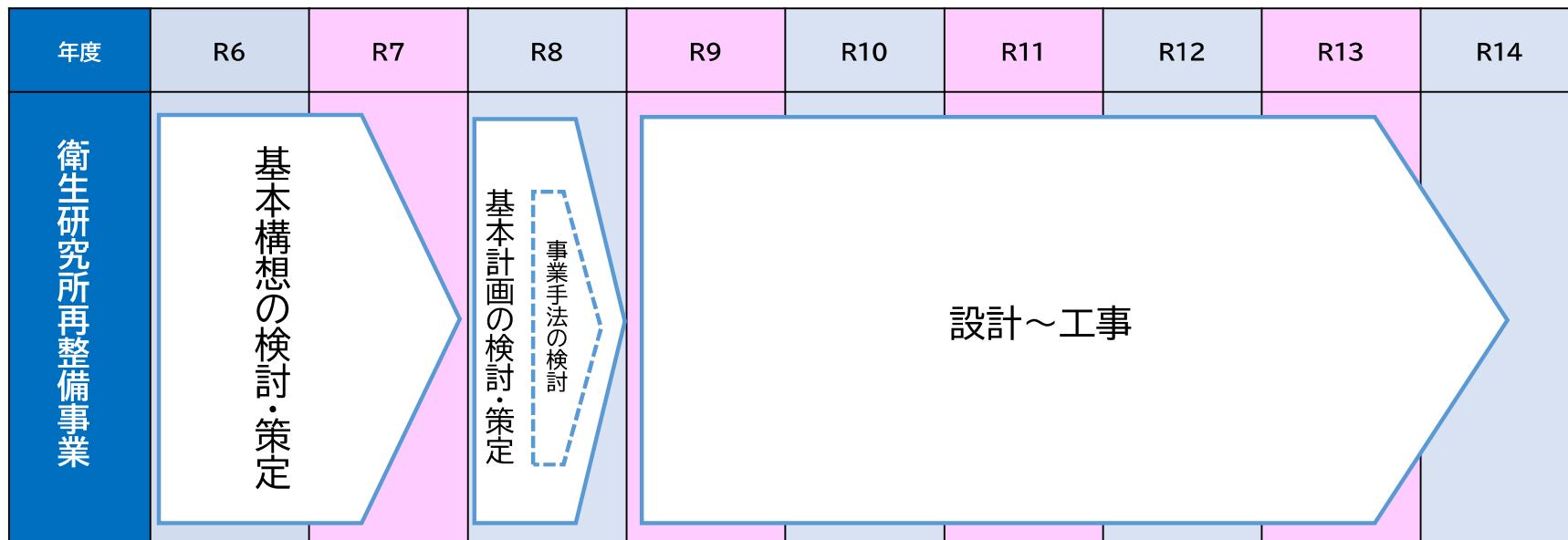
衛生研究所は専門性の高い特殊な施設であり、かつ業務の運営を直営で行うのが必須であることを踏まえると、本市が効率的かつ効果的に運営するために、設計の段階で市の意向を十分に反映させる必要がある。

基本計画策定に向けた検討の中で、早期の再整備や費用削減効果を評価した上で決定する。

4 基本構想（案）

（4）今後のスケジュール等

ア 想定スケジュール



- 基本構想策定後、速やかに基本計画の策定に向けて着手する。

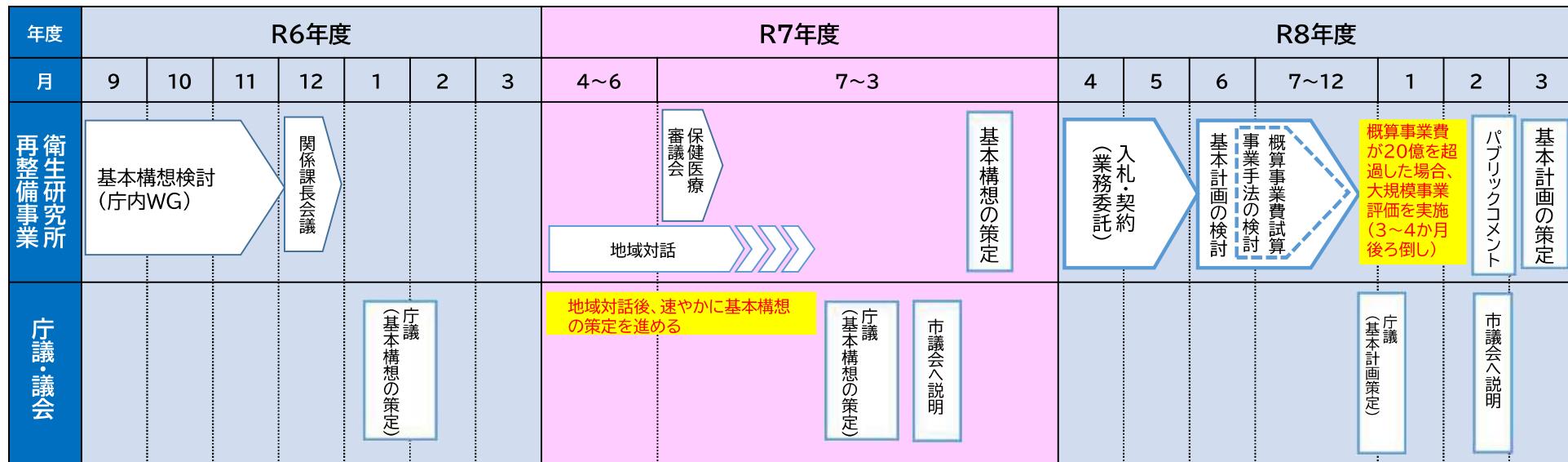
イ 事業の進め方の留意点

基本計画において、効率的かつ可能な限り早期の再整備が可能となるような様々な事業手法と概算コストの評価・検討を行う。

また、想定施設規模の中で、現状の課題を解決し、必要な機能を強化するために必要な諸室や検査導線、施設の特性を踏まえた長寿命化などの事業計画の詳細を検討していく。

5 (参考) 今後の進め方(案)と現在の複合施設の方向性

(1) 今後の進め方(案)



- ・ 地域対話及び審議会における意見を踏まえた上で、基本構想の策定について改めて庁議に諮る。
- ・ 基本構想策定後、速やかに基本計画の策定に向けた検討を行う。

(2) 複合施設の方向性

ア 環境情報センター

環境情報センター再編・再整備検討会議において、今後の在り方について検討を行っており、その検討を踏まえ、移転先についても整理していく。

イ 犬の一時抑留施設

動物愛護センター設置に向けた動物愛護行政の基本的な考え方について決定会議で承認され、今後はその考え方に基づいて、動物愛護センター基本構想・基本計画の策定に向けた検討を進めるが、その検討の中で、犬の一時抑留施設の廃止についても整理していく。

事案調書(決定会議)

(様式2)

審議日 令和7年2月7日

案件名	津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業について						
所管	緑	局 区		部 区政策、津久井まちづく りセンター	課	担当者	内線

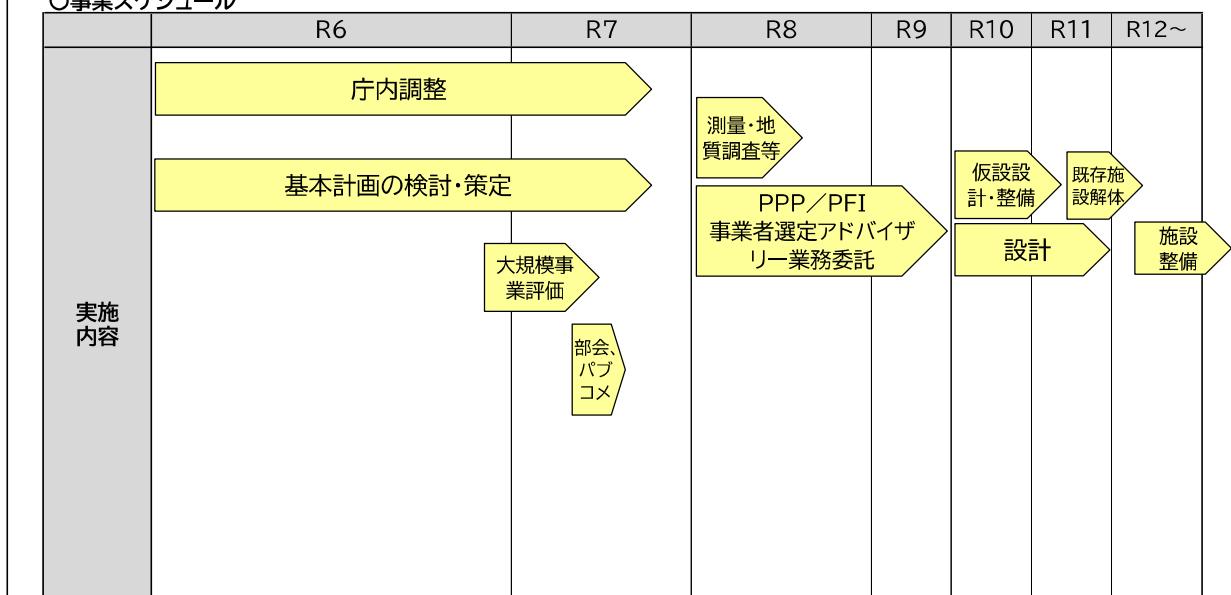
事案概要

公共施設マネジメント推進プラン等に基づく先導的な取組として、老朽化する津久井総合事務所周辺の公共施設の再整備を行うに当たって、基本方針、基本構想に定める考え方や民間活力導入可能性調査の結果等を踏まえ、再整備後の施設の整備パターン、事業手法、事業スケジュール等について譲るるもの

<p>審議事項</p> <p>〔府議で決定したいこと及び想定(希望)している結論〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな複合施設の整備パターンを一棟建てとし、事業手法に民間活力を導入することについて ・民間活力導入を前提とした事業スケジュールの見直しについて 																				
<p>審議結果 (政策課記入)</p>	<p>○継続審議とする。</p>																				
<p>事業効果 総合計画との関連</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 5px;">事業効果</td> <td colspan="4" style="padding: 5px;">津久井総合事務所周辺の公共施設を含めた公共施設の再編・再整備を行うことで、津久井地区における地域拠点を創出し、持続可能なまちづくりの実現に寄与する。</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 5px;">効果測定指標</td> <td colspan="2" style="width: 30%; text-align: center; padding: 5px;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 5px;">施策番号</td> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 5px;">46</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 5px;">R6</td> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 5px;">R7</td> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 5px;">R8</td> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 5px;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 5px;">事業効果 年度目標</td> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 5px;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 5px;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 5px;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 5px;"></td> </tr> </table>	事業効果	津久井総合事務所周辺の公共施設を含めた公共施設の再編・再整備を行うことで、津久井地区における地域拠点を創出し、持続可能なまちづくりの実現に寄与する。				効果測定指標			施策番号	46	R6	R7	R8			事業効果 年度目標				
事業効果	津久井総合事務所周辺の公共施設を含めた公共施設の再編・再整備を行うことで、津久井地区における地域拠点を創出し、持続可能なまちづくりの実現に寄与する。																				
効果測定指標			施策番号	46																	
R6	R7	R8																			
事業効果 年度目標																					

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール



○事業経費・財源 (千円)									
項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
事業費(総務費)		18,374	2,873	42,379	13,884	395,793	760,268	1,262,511	
うち任意分									
国、県支出金									
特財									
地方債								640,000 897,000	
その他									
一般財源		18,374	2,873	42,379	13,884	395,793	120,268	365,511	
うち任意分									
捻出する財源※2									
一般財源拠出見込額		18,374	2,873	42,379	13,884	395,793	120,268	365,511	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要	長寿命化事業費								
税源涵養 (事業の税収効果)									
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)									
（人工）									
項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
実施に係る人工	A	1	0	1	1	1	1	1	
局内で捻出する人工※	B		要求の結果0						
必要な人工	C=A-B	1	0	1	1	1	1	1	
局内で捻出する人工概要									
SDGs 関連ゴールに○	1 人権均等 平等な機会と機会均等の実現	2 経済成長 持続可能な開発のための経済成長	3 すべての人に 健康と福祉の実現	4 知識と学習 持続可能な開発のための学習と教育	5 すべての人に 平和と安全の実現	6 すべての人に 持続可能なエネルギーと資源の実現	7 環境を保全 持続可能な開発のための環境	8 経済成長 持続可能な開発のための経済成長	9 持続可能な 都市と人間居住地の実現
	10 人間関係の実現 人間関係の実現	11 経済成長 持続可能な開発のための経済成長	12 持続可能な 消費と生産	13 経済成長 持続可能な開発のための経済成長	14 経済成長 持続可能な開発のための経済成長	15 経済成長 持続可能な開発のための経済成長	16 経済成長 持続可能な開発のための経済成長	17 経済成長 持続可能な開発のための経済成長	
	○	○	○	○	○	○	○	○	
日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期			報道への情報提供	資料提供	
	パブリックコメント	あり	時期	令和7年10月	議会への情報提供	部会	令和7年9月		
事前調整、検討経過等									
調整部局名等		調整内容・結果							
担当者ワーキング		諸室イメージ、整備パターン、導入機能の配置検討、配置イメージ案等(R5年度 6回、R6年度 2回)							
庁内連絡調整会議		諸室イメージ、整備パターン、導入機能の配置検討等(令和5年度 2回、令和6年度 3回)							
外部検討会議		有識者、地域団体等から選出された委員による検討等(令和6年度 4回)							

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (1/22)</p>	<p>【事業スケジュールについて】 ○(政策課長)基本計画の策定が伸びたことで半年程度スケジュールがずれたことは理解するが、更に3年スケジュールが伸びた理由は何か。 →(緑区役所区政策課担当課長)基本構想では、基本方針策定時に設定した設計から供用開始まで5年間というスケジュールを採用していたが、基本構想策定後に改めて民間事業者等に確認した結果、無理のあるスケジュールだと判明したため、見直しを行った。 ○(財政課長)スケジュールが伸びた理由については、誰もが納得できるような説明をしていただきたい。</p> <p>【事業手法について】 ○(総務法制課長)PFI手法とDBO手法の明確な違いは責任の所在にあると考える。今回PFI手法を選ぶ理由は、最後まで責任を持って事業者に参画してもらうためなど、そういう説明がよいのではないか。 ○(財政課長)PFI手法を選択する理由についてだが、昨今の状況では、PFI手法とDBO手法を比較した場合、今回のようなVFMが出てくることが多い。そういう状況下でPFI手法を選ぼうとしている本事案は、先行事例となり、今後の指標となるため、しっかり理由を整理していただきたい。 ○(経営監理課長)PFI手法を選択する理由を追加で示す場合、どのようなものが考えられるのか。 →(アセットマネジメント推進課長)一般的な比較項目は網羅できていると思われるが、他市事例も調べるなど、引き続き検討していく。今後はやり方を工夫しつつ、○×表でわかりやすく整理するなど、表現を検討したい。 ○(経営監理課長)PFI手法に関する最近の動向は把握しているか。 →(アセットマネジメント推進課長)金利が上がっているためVFMが出にくくなる傾向にある。また、働き方改革等で、民間も厳しい状況にあると聞いている。</p> <p><<原案のとおり上部会議に付議する。 ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。>></p>
----------------------------------	--

津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業 について

令和7年2月7日（金）

決定会議資料

本事業の目的、経過

津久井総合事務所は令和6年で築60年となるなど、老朽化による建替えの検討時期を迎えており、総合事務所周辺の公共施設を含めた公共施設の再編・再整備を行うことで、津久井地区における地域拠点を創出し、持続可能なまちづくりの実現を目指すものです。

年度	内容
H28	・ 公共施設マネジメント推進プラン【第2期(R2~11年度)】 →再編・再配置を検討することを位置付け
R3	・ 公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム【リーディングプロジェクト】 →市民対話ワークショップ(有識者、地域団体、高校生、公募市民)
R4	・ 「基本方針」策定 →基本理念、5つの方針(視点)、想定スケジュール ・ 基本構想の検討 ※庁内・市民検討会(構成員:有識者、地域団体、高校生、公募市民)での検討
R5	・ 「基本構想」策定 →対象施設、導入機能、施設規模、整備候補地、整備パターン
R5~6	・ 基本計画の検討 ※庁内・外部検討会議(構成員:有識者、地域団体、公募市民)での検討 →整備パターン(絞り込み)、民間活力導入可能性調査、事業手法、概算事業費、管理運営、想定スケジュール

検討対象施設の配置状況・建物の状況



1-1 整備パターン これまでの検討状況

整備パターン

3案の整備パターンの庁内的な評価の実施

基本構想では基本方針や市民検討会での検討結果を踏まえ、整備パターンを次の3案にまとめました。

項目	整備パターン1	整備パターン2	整備パターン3
建て方	<ul style="list-style-type: none"> 現地で庁舎と市民活動施設を一つにまとめて建て替える 	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場敷地に庁舎を建て替える 現地で公民館を市民活動施設として建て替える 	<ul style="list-style-type: none"> 現地で庁舎とホール、図書室をまとめて建て替える 保健センターを改修し、市民活動施設として利用する 
案の狙い	複合化による効果を最大限発揮	庁舎を土砂災害警戒区域から外す	比較的新しい保健センターの建物を有効利用

- パターン1は基本方針との整合性や管理運営コストの面で優れる
- パターン2は防災や工事の面で優れる。
- パターン3は建設コストの面で優れる。ただし、将来的な建替コストや改修による制約が見込まれる

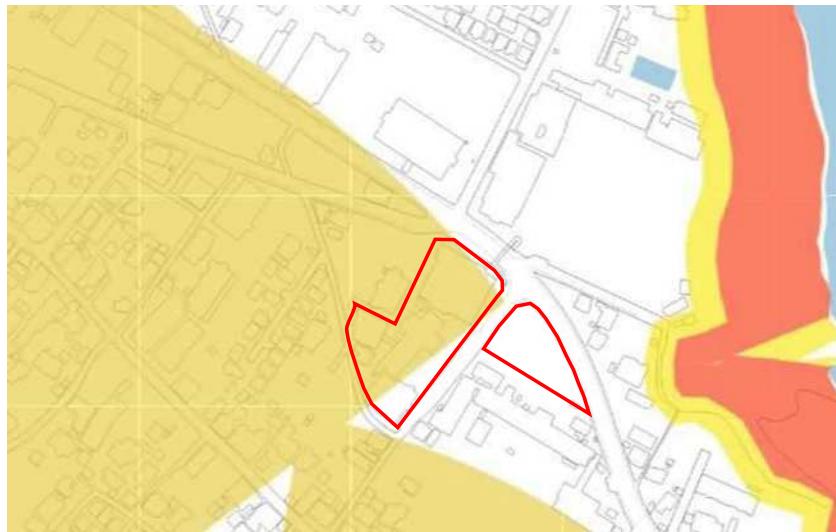
⇒パターン1又はパターン2の2案で民間サウンディングや施工に関する詳細な検討を行った上で、最終的な整備パターンを決定する

○基本方針との整合・導入機能の確保	防災の観点ではパターン2が評価できるが、交流や機能性など複数の観点から 総合的にはパターン1が最も優れている
○工事に関すること	仮設庁舎が不要となる可能性がある観点で パターン2が最も優れている が、現行の駐車場代替地の確保や隣接する小学校への影響などの観点で不透明な要素もある
○コストに関すること	建設コストの面ではパターン3、仮設庁舎・移転コストの面ではパターン2、管理運営コストの面ではパターン1が優れており、 詳細なコストの試算が必要

1-2 土砂災害警戒区域内の整備に係る対策検討について

整備パターン

土砂災害警戒区域(土石流)



凡例

土砂災害
警戒区域
(土石流)
(イエローゾーン)

土砂災害
特別警戒区域
(急傾斜)
(レッドゾーン)

【法的整理】

土砂災害警戒区域内における建築では、土砂災害への対策は
法的に必須とされていない

【検討会議】

新たな複合施設を土砂災害警戒区域内に建てるについて、
災害リスクに懸念の声

【本事業の基本方針における災害時の位置づけ】

基本方針2 暮らしの安全・安心を支える場所

- 現地における災害対策の拠点としての業務継続性を確保
- 災害時における必要物資の貯蓄や受入れができる安全で災害に強い施設を目指す

津久井総合事務所事業地における被害の想定 (神奈川県から資料を入手)

●100年に1回の大雨想定雨量(345mm/24時間)とした場合の計算で事業地の計算結果は次のとおり

【土石流想定高さ】20cm程度

【土石流による力】0.6~0.9kN/m²

想定される災害時機能	施設
現地対策班	津久井総合事務所
風水害時避難場所	津久井中央公民館・津久井老人福祉センター
救護所	相模原西メディカルセンター

→ 土砂災害への対策は法的に必須とされていないが、災害時機能等を考慮し、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内の建築行為を参考に、**土石流への対策を実施する**

1-3 整備パターン コスト比較

金額は現時点の試算であり、今後の検討の中で変わる可能性があります

整備パターン

比較項目		整備パターン1(1棟)	整備パターン2(2棟)	備考
イニシャルコスト 概算事業費	工事(設計、解体、整備)	約56.4億円	約57.4億円	R6長寿命化事業費調査に基づく市概算単価、物価上昇見込、ZEB化整備費12%増含む
	外構整備、土砂対策、アスベスト・杭撤去	約6.1億円	約6.6億円	
	仮設庁舎	約3.2億円	— (不要)	約1,000千円/坪、規模1,000m ² 水道引き込み外構整備0.2億
	代替駐車場	約0.2億円	約0.2億円	5千円/台、現状規模確保想定
	初度調査	約1.4億円	約1.4億円	庁内事例を参考に試算
	小計	約67.3億円	約65.6億円	
財源	市債	約44.9億円	約45.8億円	
	一般財源	約22.4億円	約19.8億円	
ランニングコスト	維持管理運営コスト合計	約216億円(約2.7億円/年)	約224億円(約2.8億円)	80年、複合化・ZEB化による削減分含む
	長寿命化・中規模改修費	約52.2億円	約53.2億円	
	複合施設解体費	約2.7億円	約2.7億円	80年後
	小計	約271億円	約280億円	
合計		約338.3億円	約345.6億円	

※維持管理運営コストは公共施設カルテの実績額を基に算定(物価上昇は見込んでいない)

【内部検討】

<定量的な評価>

- ・総合的な財政負担となる80年のトータルコストの比較では、整備パターン1(1棟建て)の方が 7億円程度 有利となる

<定性的な評価>

- ・1棟建ては2棟建てよりも、施設の共用部等を最小限にできることや施設の管理のしやすさの観点から優れている
- ・相模原市公共施設マネジメント推進プランにおける集約化・複合化による考え方、基本方針との整合が図られる

【民間サウンディングを踏まえた民間事業者等からの意見】

- ・整備パターン1(1棟)が市民の利便性・屋外広場や駐車場の確保・施工のしやすさの観点を踏まえ、整備パターンとして望ましいとの意見が最も多い
- ・1棟に集約化することで余剰地を確保しやすく、それにより屋外広場や駐車場用地の確保がしやすい



【整備パターン】

- ・コストや機能比較、民間サウンディング意見を踏まえ **整備パターン1**を整備方法とする。
土砂災害警戒区域内における整備に当たって、土石流等の災害対策を実施する

2-1 従来手法と民間活力活用手法の比較

事業手法

R6.12.26付「PPP／PFI手法における事業手法検討の考え方について(通知)」(アセットマネジメント推進課発)を踏まえ、比較

VFMは現時点の試算であり、今後の検討の中で変わる可能性があります

区分	従来手法	PFI手法	DBO／DB+O手法
財政負担 VFM	10,185,000千円	9,942,000千円 約2.4%(約-2.4億)	9,707,000千円／9,698,000千円 約4.7%(約-4.7億)／約4.8%(約-4.8億)
※VFM算定条件：事業期間15年間。コスト縮減率：整備費10%、維持管理費5%			
参画 しやすさ	分離発注により地元企業も参画しやすい	設計から管理運営までSPC(特別目的会社)組成が必要、出資が必要	設計から管理運営まで(DB+Oは設計・建設)企業体の組成が必要
事業 安定性	・金融機関のモニタリング機能は働かない ・企業が倒産や撤退する可能性がある	・金融機関のモニタリング機能が働く ・SPCの設立により倒産や撤退リスクが低い	・金融機関のモニタリング機能は働かない ・企業体の構成員が倒産や撤退する可能性がある
支出 平準化	市債の活用により財政負担を平準化	市債の活用に加え、市債対象外経費についても民間資金の活用により財政負担を平準化	市債の活用により財政負担を平準化
法的根拠	法令に則って手続き	法令(PFI法)に則って手続き	一体契約に基づく法的根拠がなく、既存の法令に則って手続きを行う
サービス の向上	分離・仕様発注により民間ノウハウの活用は限られる	・性能発注による民間ノウハウの活用が期待される ・契約が長期間固定されるため、事業環境の変化に対応し難い	・性能発注による民間ノウハウの活用が期待される ・契約が長期間固定されるため、事業環境の変化に対応し難い
事務負担 準備期間	・市費支弁に係る請負工事のため、設計や工事に監督員の配置が必要 ・分離発注の都度、発注準備が必要	・市費支弁に係る請負工事ではないため、設計や工事に監督員の配置は不要であるが、要求水準を満たしているかの確認が必要 ・募集時点で、運営を見据えた要求水準の作成が必要	・市費支弁に係る請負工事のため、設計や工事に監督員の配置が必要。加えて要求水準を満たしているかの確認も必要 ・募集時点で、運営を見据えた要求水準の作成が必要
参入意欲	—	5社（複数回答）	9社／6社（複数回答）

2-2 民間事業者の意向調査結果

事業手法



- ・財政負担の軽減や民間事業者の参加意向等を総合的に判断し、複合施設の整備から維持管理まで、民間ノウハウを活用し、効率化とサービスの向上を図るよう、**事業手法として民間活力を導入すること**を基本に、検討を進める。
- ・事業を進めるに当たっては、SPCの組成や金融機関のモニタリングの観点から事業の安定性が図られ、事務負担の軽減が期待できるPFI手法を基本とし、今後の事業者選定に向けたアドバイザリー業務において更なる検証を行う。

(参考)民間事業者の意向

※サウンディング型市場調査(令和6年6月)対話参加者:11社(建設業者、施設維持管理業者、その他)

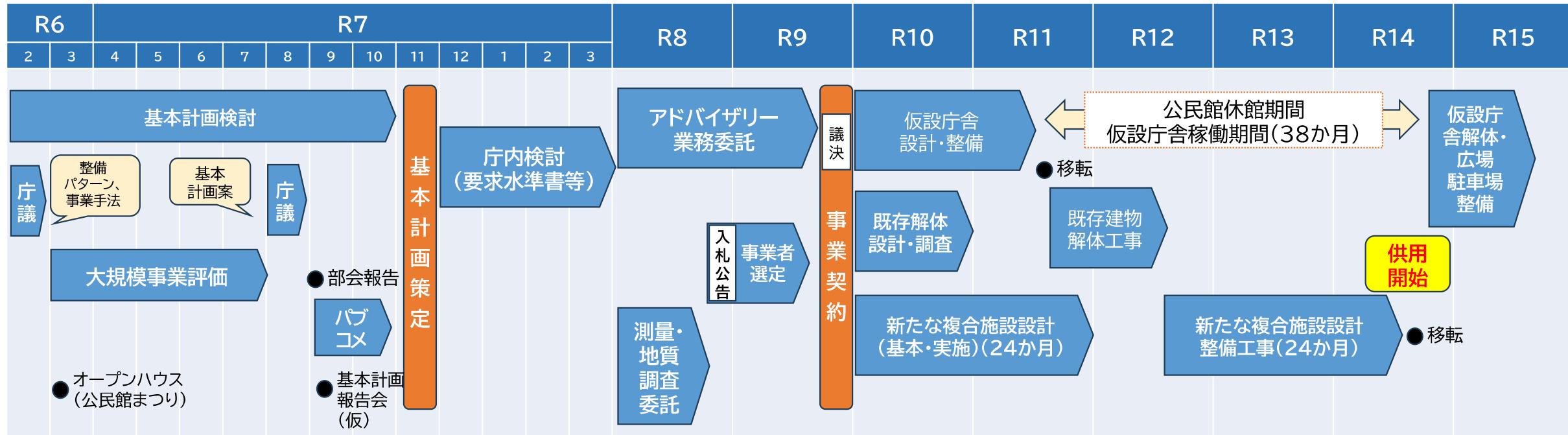
■対話概要

対話内容	意向	備考
整備手法	<ul style="list-style-type: none">・DBO: 9社・DB+O(DB+指定管理):6社・PFI(BTO手法) :5社	
維持管理運営期間	<ul style="list-style-type: none">・5年:2社・10年:3社・15年:9社・20年:3社	継続的・安定的な事業運営の観点から15年程度が妥当との意見が多かった ※利用者ニーズにより利用方法変更可能な点でDB+指定管理者制度が良いのではとの意見もあり、その場合は5年以上
参加意向	<ul style="list-style-type: none">・参加したい :2社・条件次第で参加したい:9社	物価高騰への対応要望、働き方改革に係る法改正等による工期遅延への懸念意見あり
付加価値機能に係る意見	賑わい創出やカフェ等の事業は常設での自主事業では採算性が確保困難	

3-1 事業スケジュール

事業スケジュール

※民間活力活用手法



●基本計画について年度内の策定が困難となり、来年度、令和7年11月までかかる見込み

【要因】

・基本計画策定検討会議での外部委員の意見を受けて、土砂災害警戒区域指定のある事業用地に係る土砂災害の想定や影響等を指定元の神奈川県へ調査することや、事業用地内の道路付け替えによる敷地の一体的利用を検証する必要が生じた

●令和6年度のサウンディング型市場調査で聴取した施工業者の働き方改革（4週8休確保）による影響や仮設庁舎整備を始め各工程に必要な期間を改めて見直し

⇒結果、基本方針や基本構想で目標としていた供用開始時期 令和11年度を令和14年度へ見直す

※各工程において可能な限り工期短縮を検討していく

【今後の事業費想定】

令和7年度

- ・基本計画策定 2,873千円

令和8年度 業者見積による想定

- ・測量委託 7,588千円
- ・地質調査 6,743千円
- ・アドバイザリー業務委託等(1年目) 28,048千円

令和9年度

- ・アドバイザリー業務委託等(2年目) 13,884千円

以降、契約締結

設計・仮設庁舎整備(※)・既存施設解体・整備開始

※近隣の未利用資産見込みの市有財産等の活用を検討(必要に応じて改修)

1 プラスチック一括回収への対応について

【環境経済局 資源循環推進課】

(1) 主な意見等

- (総務局長) 製造販売者の責務として自主回収と再製品化があるが、できるだけ本市が回収する負担の軽減も含め、自主回収を促進する取組について伺う。2点目として、市が再商品化する際の歳入は無いのか伺う。3点目として、収集日の考え方について、ペットボトルと通常のプラスチックを別の日に回収することになると、ほぼ毎日集積場にゴミがある状況となる。例えば資源回収の日にペットボトルの回収を行うなど、収集日を少なくする考えがあるか伺う。
- (資源循環推進課長) 製造販売者の自主回収について、一義的には国が働きかけを行うことになっているが、市が事業者に接触する際にも積極的に働きかけていきたい。2点目について、再商品化に係るプラスチックの量に対し、特別交付税の対象となっている。3点目について、回収する種類によって車両が異なることから、車両が不足するため検討の結果、収集日を分ける案とした。
- (ゼロカーボン・資源循環推進担当部長) 現状では容器包装プラごみの中に430トンのペットボトルが混入していると推計している。仮に、これをしっかりと分別し再資源化することで3,000万円程度の歳入確保につながると考えている。また、一例であるが、2031年にはEUで販売する自動車では樹脂部品の25パーセントを再生プラスチックとする規制が始まる予定であり、国内自動車産業全体で30万トンの再生プラスチックが必要となる想定に対し、現時点では総量で4万トンに留まっている。こうした状況の中、本市では現在容器包装以外のプラスチックを焼却してしまっており、今後の再生プラスチック市場活性化を見据えた取り組みが必要になるという背景を補足させていただく。
- (財政局長) 中間処理事業者は市内に何社あるのか。中間処理の施設整備について市はどういうに拠出するのか。
- (ゼロカーボン・資源循環推進担当部長) 2社である。事業者が整備し、委託費に上乗せして算定される想定である。
- (市長公室長) 市内2社の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に係る施設設置許可の期限を考慮した時、収益との兼ね合いで事業の縮小や撤退となった際の想定はあるか。
- (ゼロカーボン・資源循環推進担当部長) 事業者との日頃のコミュニケーションの中では、こうした話は聞こえてこないが、もしもの際には近隣の事業者に新たに許可を出すこと等で対応したい。
- (市長公室長) 今後、経営状況だけでなく、マンパワーの問題で事業の縮小や撤退といった想定も必要と考える。
- (ゼロカーボン・資源循環推進担当部長) 確かに、収集運搬の担い手が見つかりにくいという課題は聞こえてくるが、一方で、それを理由とした事業縮小や撤退の話も聞こえてこない。都内の動向も参考に、市民サービスの低下に繋がらない範囲で外国人労働力の活用なども想定し、担い手の確保についても事業者と取り組んでまいりたい。
- (財政局長) 事業自体の必要性とは別に、収集日のパターンごとの事業費の想定や、中間処理事業者の体制により想定される手法など、先を見据えた事業主体の構築をしていただきたい旨、意見とする。
- (総合政策・地方創生担当部長) 事業手法にもよるが、いずれにしても事業費を要する中で、ごみの有料化についても整理する必要があるのではないか。
- (ゼロカーボン・資源循環推進担当部長) 前提として、家庭ごみに関しては受益者負担の考え方は法律上も想定していない。ごみ処理は自治体の当然の事務である。ごみの有料化の実施可否の判断基準は、ごみの削減に繋げるかという一点のみであることから、今回の事業に経費がかかるからという点で、ごみの有料化を議論するという事は法的にもふさわしくない点はご理解をいただきたい。その上で、ごみの有料化を実施している

第24回 決定会議 議事録

(様式4)

他の自治体の状況を検証すると、間違いなくごみの減量に繋がっていると承知している。こうした点を踏まえ、実施可否も含めて審議会でも議論させていただいている。ごみの有料化は改めて、議論させていただきたいと考えている。

なお、現状として、本市のごみは年々減っているというデータがある。また、過去の市議会での質問に対しても、ごみが減らない状況への対応策としてごみの有料化の検討を答弁してきた経過がある。ごみの有料化についてはこうした点の整理も必要と考えている。

- (市長公室長) ごみが減っている理由は何か。

→ (ゼロカーボン・資源循環推進担当部長) 様々な分析があるが、分別意識の高まりや、高齢化の影響もあると考えている。これは全国的な傾向と捉えている。今回のプラスチック一括回収への対応によってもさらなるごみの減量につながるが、最終処分場の延命化などに向けてはより一層の減量化が必要だと認識はしている。

- (総合政策・地方創生担当部長) 有料化の可否についての議論の結果、有料化をしないと決定できた際には、その決定をPRしていくことも有効と考える旨、意見とする。

- (市長公室長) 意思決定はいつまでに実施する必要があるのか。

- (資源循環推進課長) 事業者の施設整備スケジュールを考えると、令和7年4月くらいには決定したいと考えている。

- (市長公室長) 意思決定に際しては、ごみの有料化の議論の進捗と、社会的な要因等から減量が進んでいる状況や担い手が減っている中での長期的な事業実施の課題等を、併せて説明していく必要があるのではないか。

→ (ゼロカーボン・資源循環推進担当部長) 有料化に関しては、審議会での議論が令和7年4月から5月あたりに取りまとめる予定であるが、途中経過を説明させていただく。廃掃関係の取組は全体的に繋がっているので、全体像で説明したいと考えている。

- (総務局長) 戸別収集の議論もセットで考えているか。

→ (ゼロカーボン・資源循環推進担当部長) 審議会でも有料化と戸別収集は分けて議論している。審議会の意見を取りまとめた後、市として実施の可否や時期等を決定していくものと考えている。

- (市長公室長) プラスチック一括回収単独で考えると良い取組だと理解するが、有料化や戸別収集を含め、廃掃行政の全体像について今まで議論をした経過がないのではないか。

→ (ゼロカーボン・資源循環推進担当部長) 一般廃棄物処理基本計画として全体像は示していると考えている。

- (市長公室長) 計画で示していることは承知しているが、意思決定には事業レベルでの議論の必要性を感じている。全体像をロードマップで示す必要性を想定している。

→ (ゼロカーボン・資源循環推進担当部長) 承知した。

- (市長公室長) 今回の事案であるプラスチックの一括回収については了とした場合、その他の清掃行政に関わる課題をどう整理していくかが課題と考えている。

- (財政局長) 事業スキーム等については別途調整させていただく。

(2) 結 果

- 原案のとおり承認する

2 衛生研究所再整備基本構想の策定について

【健康福祉局 衛生研究所】

(1) 主な意見等

- (総務局長) 人員の増については、検査機能の強化に伴うものか。
→ (衛生研究所長) そのとおりである。なお、環境保全に関する調査事務については、環境経済局から人とともに事務移管されるものと整理しているため、今回の要求人数には含めていない。
- (財政局長) この庁議で策定内容を決めるのか、地域に説明に入ることを決めるのか。
→ (衛生研究所長) この基本構想案をもって、地域に説明に入ることである。
→ (政策課長) 今回はキックオフであり、ここまで庁内検討を進めてきたが、有識者等の意見をもらいながら基本構想を策定していくこと。また、その過程において地域に説明に入り、調整していくことを決めるものである。
- (市長公室長) 地域に説明に入るにあたり、候補地とする理由が十分に立っているか。
→ (総務局長) 庁内検討だけでなく、第3者の客観的な意見を取り入れながら候補地を決める必要があるのではないか。衛生研究所が迷惑施設と捉えられるかは分からぬが、市民に開放され、地域にとって有益なものとは捉えられないと思われるため、候補地の選定は慎重に進めるべきと考える。
→ (市長公室長) 地域説明に入る前に、まず保健医療審議会において意見をもらうなど、地域説明に入るまでの流れを再度検討していただきたい。
- (総務局長) 複合施設である環境情報センターについての検討状況はいかがか。
→ (アセットマネジメント推進課長) 環境情報センターとして、場所が必要なのか、機能のみ残せばよいのかなど、別途議論を進めている状況である。

(2) 結 果

- 継続審議とする。

3 津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業について

【緑区役所区政策課、津久井まちづくりセンター】

(1) 主な意見等

- (総務局長) スケジュールが3年程度遅れるとのことだが、変更前のスケジュールは。
 - (緑区役所区政策課長) 基本計画を令和6年度中に策定し、令和7年度から令和11年度の5年間で設計・工事を行う予定だったが、基本計画の策定が半年程遅れている。
 - (総務局長) スケジュールの変更後でも工期の長さは変わらないのか。
 - (緑区役所区政策課長) 変更前のスケジュールは従来手法での事業実施を想定していた。民間活力導入検討に伴い、工期の部分は変わらない想定だが、アドバイザリー業務委託等を行うことになったため、スケジュールが延びる。
 - (総務局長) 基本計画の策定に係る半年程度の遅延と、民間活力導入検討に伴う諸手続きにより、3年程度スケジュールが遅れるということか。
 - (緑区役所区政策課長) 慢性的な人員不足や資材調達の遅れ等の他の要因もあるが、そのとおりである。
- (総務局長) スケジュールの変更についてはどのように地域に説明していく予定か。
 - (緑区役所区政策課長) 今月中に外部検討委員会があるため、現段階での基本計画案を共有するとともにスケジュールの変更について説明する。再編対象となる施設には公民館等も入っているので、一般の方が集まるイベントでも説明をしたい。
- (総務局長) 当該施設は土砂災害警戒区域に入っているため、可能な限り対策等について検討していただきたい。
- (財政局長) 相模湖や藤野の総合事務所はこういう形で整理するから、その結果、津久井総合事務所にはこういう機能を持たせる必要があるといったような、津久井地域全体を見ながらの機能の整理や議論はしてきたのか。
 - (緑区役所区政策課長) 津久井地域全体を見据えた機能の整理や議論はしていない。相模湖と藤野の総合事務所の在り方は別途検討を行っている。
 - (財政局長) もっと広い範囲や広い視点での議論をしないと、行政機能の位置づけが整理できず、津久井総合事務所の機能の検討もできないのではないか。
 - (緑区役所区政策課長) それぞれの総合事務所はまちづくりの重要な拠点として位置付けられているため、一足飛びで統合という方向に舵を切ることはできない。
 - (財政局長) 今後、人口が激増するような地域や時代ではないので、津久井地域の3つの総合事務所の在り方検討は、それぞれを単体で行うのではなく、一括して考える必要があるのではないか。
- (財政局長) 説明資料6ページに掲載のある概算コストの積算方法については、資料上どこを見ればよいのか。積上げの根拠がないと議論にならない。
 - (緑区役所区政策課担当課長) 参考資料の2ページに想定される機能の一覧があり、これらを積み上げた現状の想定面積に、長寿命化施設整備に係る単価を掛け合わせた後、物価高騰の影響等を踏まえて金額を算出した。
 - (財政局長) 機能はどの段階で決定したのか。
 - (政策課長) 今回の審議事項は基本構想にある3パターンのうち1棟建てのパターンを選ぶということと、スケジュールの遅延についてである。詳細な施設の規模感や機能については、今後、基本計画の策定時に審議するものであり、今回はあくまでも参考として想定される規模感を示しているという認識である。
 - (財政局長) 審議事項ではないのであれば、参考資料から削除して欲しい。
- (総務法制課長) 施設の位置付けや、市民活動施設との住み分けをしっかり検討したうえで基本計画の策定を進めていただきたい。
- (市長公室長) 人手不足が理由でスケジュールが遅延するというはどういうことか。
 - (緑区役所区政策課長) 今年度実施した事業者からのヒアリングにより、当初よりも時間を要することが分かった。本来なら、基本構想の策定時にスケジュールの見直しをしておく必要があった。

第24回 決定会議 議事録

(様式4)

- （市長公室長）事業者は慢性的な人手不足にある。他の案件はスケジュールどおり進められているのに、本件のスケジュールだけが後ろにずれるのは整合が取れない。
- （緑区役所区政策課担当課長）津久井総合事務所は一部イエローゾーンがかかっているため、万が一に備え、レッドゾーンと同等の対策を実施するための調整や、総合事務所前の市道の付け替えに関する協議に時間を要した。
- （財政局長）令和6年度予算を令和7年度に繰り越すことについてはそれで説明がつくが、そのあとの3年間のスケジュール遅延の理由にはならない。人手不足は全市的にも共通する状況であるのだから、本件だけが遅れる理由にはならない。
- （総務局長）基本計画の策定が半年程度遅れたのは県との調整によるもので、今後の3年間の遅れは、当初は予定していなかった民間活力導入検討を行うことになり、必要な行程が増えたため、結果としてスケジュールが延びるという話ではないのか。
- （緑区役所区政策課長）最近では、従来手法でも民間活力導入手法でも、時間的な差は出にくくなっていると聞いている。そういった時流の変化を見込んで見直しをしなければならなかつたが、見込みが甘く、考慮できていなかつた。
- （政策課長）調整会議の議論では、財政課長から皆が納得できる説明をしてほしいという宿題が出ていた。今の説明だと理解が得られない。
- （市長公室長）スケジュール遅延の話は承認できない。もう一度内容を整理したうえで再度決定会議に付議していただきたい。
- （緑区役所区政策課長）承知した。各課にはご助言をお願いしたい。
- （総務局長）適切な助言のためにも、原因や課題をきちんと整理した方がよい。
- （緑区役所区政策課長）本来であれば、基本計画策定業務委託の予算を計上するタイミングでスケジュールの見直しを行うべきだったが、本件については、当初の想定スケジュールどおりに事業を実施するために、当初予算ではなく補正予算を計上し、スケジュールの見直しは行わない整理としたものである。
- （市長公室長）アドバイザリー業務委託は必ず実施しなければならないのか。
- （緑区役所区政策課長）民間活力導入検討の際には実施が必要である。
- （市長公室長）事業者側のメリットが少ない場合、当然ながら参入事業者は出てきにくく。説明資料9ページの常設のカフェ等は採算性の確保が困難というコメントを考慮すると、アドバイザリー業務委託を行ったものの、参入事業者がいないという結果になるのではないか。事前のサウンディング調査の段階ですでにそういったコメントが出ているのであれば、従来手法による事業実施の可能性についても改めて整理いただきたい。
- （緑区役所区政策課長）説明資料8ページで示しているとおり、PFI手法やDBO手法の場合でも複数の事業者から参入意欲ありという回答が出ているため、現段階では、民間活力導入に向けた検討をしていきたい。
- （市長公室長）事業者側から見たこの事業のメリットはどこになるのか。
- （緑区役所区政策課長）施設整備だけでなく、その後の管理運営や賃借料の部分にメリットがあると考える事業者もいるのではないか。
- （市長公室長）施設の維持管理だけで採算が取れるのか。
- （財政部長）そもそも契約金額を上げるなど、施設の維持管理で採算を取るような手法を取られるのは好ましくない。カフェなどの採算性の高い施設の常設が難しいとなると、市の庁舎の再整備に民間活力導入を検討する必要があるのか疑問である。
- （アセットマネジメント推進課長）確かに大きなメリットは出にくいが、設計から工事までを一体で取り組む場合は事業の効率化を図ることができると考えられる。総事業費が10億円以上となる見込みの事業については、市のPPP/PFI手法導入優先的検討方針に基づいて民間活力導入検討を行っていただいているが、明確な理由があれば従来手法を選択することも可能である。なお、アドバイザリー業務委託は引き続き民間活力導入検討を行う場合は必須だが、従来手法を選択する場合は省略できる。ただし本事業においては、アドバイザリー業務委託の有無によりスケジュールに大きな差は出ないと考えている。
- （市長公室長）アドバイザリー業務委託を実施しても、結果として参入事業者が出てこな

第24回 決定会議 議事録

(様式4)

いのではないかと危惧している。施設の元々の性質上、施設管理だけで採算性を取るのは難しい。改めて民間活力導入手法と従来手法の比較をしていただきたい。

(2) 結 果

○継続審議とする。

以 上